

鳥取県立博物館協議会委員を募集します

鳥取県立博物館では、『鳥取県立博物館協議会』を設置して、博物館の運営(資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の事業及び事業計画、予算、決算等全般)について意見を聞くこととしています。この度、その協議会の委員になっていただける方を募集します。

●募集人数 1名

●任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

●開催回数 年3～4回程度

●委員報酬 県の規定により報酬、交通費を支給します。

●応募資格 令和8年1月12日の時点で次の要件を満たしている方

- ① 県内に在住する満18歳以上の方
- ② 県の他の附属機関の委員に就任しておらず、就任の予定もない方
- ③ 県内で平日昼間に開催する委員会に、通常は出席することができる方
- ④ 鳥取県暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない方
- ⑤ 国会議員、県議会議員、市町村長及び市町村議会議員でなく、県職員でもない方
- ⑥ 学校教育、社会教育の関係者又は家庭教育の向上に資する活動を行っている方

●応募方法

◇応募方法

応募書類に作文(※1)と応募資格⑥を証する書類(※2)を添えて、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法で提出してください。

(※1)作文は「県民に親しまれる博物館の在り方に関する考え方や提案したいこと」を400字程度にまとめ、題名を付けたものとします。

(※2)応募資格⑥を証する書類とは、学校教育、社会教育関係の役職の辞令書の写し、とっとり県民力レッジ奨励賞の写し、公民館講座の受講証などです。(ご不明な点はお問い合わせください。)

●募集期間 令和7年12月26日(金)～令和8年1月12日(月)必着

●委員の選考

応募書類を審査の上、決定します。

選考結果については、応募された方全員に郵送等によりお知らせします。

●その他

- ・応募に際して提出された書類は、公募委員の選考及びその連絡にのみ使用し、他の目的では使用しませんが、選考終了後も返却しません。
- ・原則として協議会は公開で開催するため、その議事録や提出資料は全て公開します。
- ・令和8年度に協議会を開催するのに必要な予算が成立する見込みが立たないときは、委員は任命しません。

▽▲提出・お問合せ先▽▲

鳥取県立博物館 総務課

所在地:〒680-0011

鳥取市東町2丁目124

電話:0857-26-8042

ファクシミリ:0857-26-8041

電子メール:hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp

